

宇都宮市の被災者支援制度一覧（地震・風水害等）（5月14日午後5時更新）

◎ 地震や風水害等の自然災害により被災した方々が少しでも早く生活再建できるよう、宇都宮市では下記のような支援制度を設けています。
（災害の規模や国・県の制度改定等により、支援内容の拡充等が行われることがあります。）

※問い合わせ先の電話番号は、市外局番 028 を省略しています

1 生活一般

制度の種類	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先
り災証明書の発行	災害によって家屋などが破損した際に、市に電話等でご連絡をいただき、後日、市職員が被害状況を確認・調査し、「り災台帳」に登録のうえ、その内容を証明するもの ※ 被害状況のわかる写真を撮影しておいてください。	・本人確認ができるもの（免許証等） ・委任状（代理人が申請する場合）	【被害家屋調査】 資産税課 （632-2253～2257） 【証明書発行】 市民課 （632-2265, 2267） 各地区市民センター、各出張所
水害時の衛生対策と消毒方法に関する相談	【対象】 集中豪雨等により、家屋等が浸水した人 【内容】 ・浸水した家屋等の床や壁、家具や食器類等の消毒方法や消毒薬の希釈方法などの相談 ・下水道や便槽の溢水等により感染症の発生の恐れがある場合の相談	・相談を希望する人は電話等にてご連絡ください。	保健所保健予防課 （626-1114）
災害ボランティアの派遣と募集	【対象】 ボランティアの派遣を希望する人、市内でボランティア活動をしたい人 【内容】 被災された高齢者世帯などで、支援が必要な世帯の「家の片付け・整理」や「家屋敷地内の泥出し」などを実施 （要支援者・世帯を優先）	・派遣を希望する人は電話にてご連絡 ください。 ・活動をしたい人は、社会福祉協議会が窓口となっている「ボランティア活動保険（基本タイプ）」に加入をお願いします。	社会福祉協議会 宇都宮市災害ボランティアセンター 10月16日～当面の間 【ボランティアの派遣を希望する人】 電話 080-2059-4003 080-1085-7811 FAX 028-638-9856 受付時間9:00～17:00 【ボランティア活動をしたい人】 電話 080-5065-9709 080-5065-9711 受付時間9:00～17:00
総合相談	【対象】 被災された方など 【内容】 ・災害に関する問い合わせや相談 ・関係する機関や団体への案内	・なし	広報広聴課 （632-2835） 平日8:30～17:15以外の時間帯は、市政情報コールセンター（632-2222）へ。
土のう袋の無料配布	【対象】 災害により堆積した土砂を処分するため、土のう袋を必要とする人 【内容】 1世帯当たり土のう袋を、原則20袋まで配布	・なし	【土のう袋配布】 技術監理課 （632-2515） 【土のう回収】 都市基盤保全センター （661-0057）
学用品の給与	【対象】 住家の全壊、半壊、または床上浸水による喪失・損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある市立小・中学校の児童生徒 【内容】 教科書や文房具などの学用品を現物で支給 教科書：喪失（損傷）したもの 学用品： 小学校児童1人あたり4,500円以内 中学校生徒1人あたり4,800円以内	・希望する人は、電話にて通学する各小・中学校へご相談ください。	学校管理課 （632-2708） ※市立以外（私立・県立等）の学校に通学している児童生徒の学用品の給与は、通学する各学校へお問い合わせください。
健康相談	【対象】 健康に不安がある人 【内容】 健康に関する相談	・なし	・保健センター （627-6666） ・市役所1階保健福祉総務課 （本庁管内、宝木、豊郷地区） （632-2941） ・平石地区市民センター（平石、清原、瑞穂野地区）

制度の種類	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先
			(661-2369) ・富屋地区市民センター(城山, 国本, 富屋, 篠井地区) (665-3698) ・姿川地区市民センター(陽南, 横川, 姿川, 雀宮地区) (645-4535) ・河内地区市民センター(上河内, 河内地区) (671-3205)
外国人相談	【対象】 外国人で生活や被災されて困っている方 【内容】 ・生活や災害の相談 ・関係機関や団体の案内	・なし	国際交流プラザ (616-1563・1564) 受付時間10:00~20:00 ※ポルトガル語やスペイン語, 英語, 中国語, タイ語の通訳相談員が対応する相談を希望される方は, 言語ごとに曜日や時間等が異なりますので, お問い合わせください。
被災者生活再建支援制度	【対象】 ・住宅が全壊した世帯 ・住宅が半壊, 又は住宅の敷地に被害が生じ, その住宅をやむを得ず「解体」した世帯 ・大規模半壊の世帯など ※ 「半壊」以上の被害があった世帯の世帯主あてに保健福祉総務課から順次お知らせをお送りします。 【内容】 被害の状況により100万円又は50万円を給付 ※ 住宅の再建方法に応じて支援金が加算されます。	・支援金支給申請書 ・振込口座の通帳の写し(世帯主本人名義のもの) ・その他関係書類(解体証明書, 滅失登記簿謄本など)	保健福祉総務課 (632-2919)

2 住宅関係

制度の種類	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先												
市営住宅のり災入居	<p>【対象】 火災、水害等の災害により現に居住していた住宅が滅失し、又は使用不能となり、住宅に困窮することとなった人</p> <p>【入居期間】 申請日から6ヶ月以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・誓約書 ・身分証明書（健康保険証等） 	住宅課 (632-2553)												
住宅の応急修理	<p>【対象】 ・災害救助法が適用された場合り災証明書により大規模半壊、半壊、一部損壊（準半壊）の場合で、現に避難所や車などで避難生活を送っており、応急修理を行うことで被害を受けた住宅で生活が可能と見込まれ、公営住宅（一時避難を除く）利用しない人 ※ り災証明書については資産税課へ</p> <p>【内容】 修理限度額は、1世帯あたり最大59万5千円（一部損壊（準半壊）の場合は最大30万円）までの限度額内において、市が直接修理業者へ支払う</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・申出書 ・修理見積書 ・世帯全員の住民票 ・被害状況がわかる写真 ・誓約書（修理業者の印があるもの） 	<p>【住宅の応急修理】 建築保全課 (632-2543)</p> <p>【被害家屋調査】 資産税課 (632-2253～2257)</p>												
浄化槽設置費補助金	<p>【対象】 専用住宅などにおいて、災害に伴い浄化槽が故障し、新しい浄化槽を設置する人 ※ 対象地区、補助の条件あり</p> <p>【内容】 浄化槽本体の設置工事費の一部を補助</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・建物の平面図 ・設置工事費用の見積書 など 	生活排水課 (633-2001)												
仮設建築物に対する制限の緩和	<p>【対象】 災害発生から1ヶ月以内に工事に着手する応急仮設建築物等（防火地域を除く）</p> <p>【内容】 建築基準法の規定が適用されない</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書等は不要 (ただし、工事完了後3ヶ月を超えて当該建築物を存続しようとする場合は許可申請が必要となります) 	建築指導課 (632-2574)												
<p>応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）の供与</p> <p>※ 栃木県</p>	<p>【対象】 次の各号いずれにも該当する方</p> <p>1 次の要件いずれかに該当する方</p> <p>(1) 住宅が全壊、全焼又は流出等の被害を受け、現在、避難所にいる方はもとより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用されている方や、親族宅等に身を寄せられている方</p> <p>(2) 「半壊」（「大規模半壊」を含む。）であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方</p> <p>(3) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地すべり等により避難指示を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方</p> <p>2 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない方</p> <p>3 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用していない方</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が仮受けた民間賃貸物件を提供 ・光熱水費、2台目以降の駐車場料金等の個人負担あり ・入居期間は最大2年間（期間の延長や住み替えは不可） 	<p>右記の栃木県担当課へご相談ください。</p>	<p>栃木県災害対策本部 住まいの確保対策チーム 賃貸型応急住宅担当 (623-2488) 住所：宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁14階 住宅課内</p>												
<p>災害復興住宅融資</p> <p>※ 住宅金融支援機構</p>	<p>【対象】 自然災害により住宅に被害が生じた方 ※ 「り災証明書」必要</p> <p>【内容】</p> <p>1 融資内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>基本融資額</th> <th>特例加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設資金</td> <td>1,680万円</td> <td>520万円</td> </tr> <tr> <td>購入資金</td> <td>2,650万円</td> <td>520万円</td> </tr> <tr> <td>補修資金</td> <td>740万円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 建設・購入は、「全壊」、「大規模半壊」、「半</p>	項目	基本融資額	特例加算額	建設資金	1,680万円	520万円	購入資金	2,650万円	520万円	補修資金	740万円		<p>ご利用条件や融資対象、申込み手続き等の詳細については、住宅金融支援機構へお問い合わせください。</p>	<p>住宅金融支援機構 お客様コールセンター 災害専用ダイヤル (0120-086-353) 受付時間：9時～17時 ※ 祝日、年末年始は休業</p>
項目	基本融資額	特例加算額													
建設資金	1,680万円	520万円													
購入資金	2,650万円	520万円													
補修資金	740万円														

制度の種類	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先
	壊」の方が対象 2 融資金利（令和元年11月） 基本融資額＝年0.24%（全期間固定） 特例加算＝年1.14%（全期間固定） ※ 金利は毎月改定されますので、最新の金利は住宅支援機構にご確認ください。		

3 減免など

制度の種類	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先
市・県民税の減免	<p>【対象】 本人またはその扶養親族が所有し、居住している住宅または家財に受けた損害の金額（保険金などによる補填分を除く）が、その住宅または家財の価格の30%以上であり、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の人</p> <p>【内容】 地方税法および宇都宮市税条例などにより、実態に応じて減免</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税・県民税減免申請書 	市民税課 (632-2230, 2218)
固定資産税の減免	<p>【対象】 所有する家屋に著しい被害（半壊以上）を受けた人</p> <p>【内容】 地方税法および宇都宮市税条例などにより、実態に応じて減免</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産税減免申請書 	資産税課 (632-2253~2257)
国民健康保険の医療費一部負担金の免除	<p>【対象】 次の①～⑤のいずれかに該当する人 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた人 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた人 ③主たる生計維持者の行方が不明である人 ④主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人</p> <p>【内容】 ・医療機関での窓口負担の免除（令和2年3月末まで） ただし、入院時の食費等は負担の必要があります。 ・保険証なしでも受診可 ※厚生労働省のホームページにも記載があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の①～⑤のいずれかに該当することを医療機関の窓口で申告してください。 	保険年金課 【国民健康保険】 (632-2316)
国民健康保険の保険税の徴収猶予または減免	<p>【対象】 被保険者又はその属する世帯の世帯主が所有する住宅または家財に受けた損害の金額（保険金などによる補填分を除く）が、その価格の100分の30以上であり、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の人</p> <p>【内容】 被災の実態等に応じて徴収を猶予または減免</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収猶予申請書または減免申請書 	保険年金課 【国民健康保険】 (632-2320)
後期高齢者医療制度加入者の医療費一部負担金の免除	<p>【対象】 次の①～⑤のいずれかに該当する人 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた人 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた人 ③主たる生計維持者の行方が不明である人 ④主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人</p> <p>【内容】 ・医療機関での窓口負担の免除（令和2年3月末まで） ただし、入院時の食費等は負担の必要があります。 ・保険証なしでも受診可 ※厚生労働省のホームページにも記載があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の①～⑤のいずれかに該当することを医療機関の窓口で申告してください。 	保険年金課 【後期高齢者医療】 (632-2333)

制度の種類	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先
後期高齢者医療制度加入者の保険料の徴収猶予または減免	【対象】 被保険者又は（その属する世帯の）世帯主が所有する住宅の損害が全壊、半壊、大規模半壊、床上浸水の人 【内容】 被災の実態等に応じて保険料の徴収を減免	・減免申請書	保険年金課 【後期高齢者医療】 (632-2333)
	【対象】 被保険者又は（その属する世帯の）世帯主が所有する住宅又は家財に受けた損害の金額（保険金などによる補填分を除く）が、その価格の100分の30以上であり、前年中の合計所得金額が1,000万円以下の人 【内容】 被災の実態等に応じて保険料の徴収を猶予又は減免	・減免申請書 ・災害等による住宅及び家財等の財産の被害に関する申立書 ・災害等による住宅及び家財等の財産の損害金額の内訳書 など	
介護サービス利用者負担額の免除	【対象】 次の①～⑤のいずれかに該当する人 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた人 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた人 ③主たる生計維持者の行方が不明である人 ④主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人 【内容】 ・介護サービス利用料の支払の免除（令和2年3月末まで） ただし、施設に入所時の食費・居住費等は負担の必要があります。 ・被保険証・負担割合証の提示なしでも可 ※厚生労働省のホームページにも記載があります。	・左記の①～⑤のいずれかに該当することを担当ケアマネジャー及び介護サービス事業所へ申告してください。	高齢福祉課 (632-2906)
介護保険料の徴収猶予または減免	【対象】 前年の所得が1,000万円以下の世帯で、本人または生計主が住宅や家財、その他の財産に著しい損害を受けた人 【内容】 被害の状況等に応じて徴収を猶予または減免	・介護保険料減免等申請書	高齢福祉課 (632-2907)
ごみ処理手数料の減免	【対象】 火災、風水害等により家屋に損害を受けた人 【内容】 り災した家屋の建築廃材等のうち、清掃工場での処理が可能なごみについて受入れ、このうち、一般居住用のごみは、当該処理手数料を減免	・一般廃棄物処理手数料減免申請書 ・り災証明書	廃棄物施設課 (632-2666)
保育料の減免	【対象】 所得が1,000万円以下で、住居が半壊以上の損害を受けた世帯の人 【内容】 被災された世帯の保育料を減免	・保育費減免申請書	保育課 (632-2393, 2394)
児童扶養手当の所得制限の特例	【対象】 所得制限額超過により手当が支給停止されている方で、被害額が住宅等財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた人。 ※ 被害額から保険等の給付金により補充された金額を除いて算定します。 【内容】 所得による手当の支給停止の解除 ただし、令和2年度に確認する令和元年中の所得額が所得制限額を超過していた場合は、手当を返還していただく必要があります。	・被災状況書	子ども家庭課 (632-2386)

制度の種類	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先
特別障がい者手当の所得制限の特例	<p>【対象】 所得制限額超過により手当が支給停止されている方で、被害額が住宅等財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた方。 ※被害額から保険等の給付金により補充された金額を除いて算定します。</p> <p>【内容】 所得による手当の支給停止の解除 ※ただし、令和2年度に確認する令和元年中の所得額が所得制限額を超過していた場合は、手当を返還していただく必要があります。</p>	・被災状況書	障がい福祉課 (632-2362)
特別児童扶養手当・障がい児福祉手当の所得制限の特例	<p>【対象】 所得制限額超過により手当が支給停止されている方で、被害額が住宅等財産のおおむね2分の1以上の損害を受けた方。 ※被害額から保険等の給付金により補充された金額を除いて算定します。</p> <p>【内容】 所得による手当の支給停止の解除 ただし、令和2年度に確認する令和元年中の所得額が所得制限額を超過していた場合は、手当を返還していただく必要があります。</p>	・被災状況書	子ども家庭課 (632-2296)
障がい福祉サービス等の利用者負担額の免除	<p>【対象】 次の①～⑤のいずれかに該当する人 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた人 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた人 ③主たる生計維持者の行方が不明である人 ④主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人</p> <p>【内容】 ・障がい福祉サービス等の利用者負担額の支払の免除 (令和2年3月末まで) ・対象となるサービス等 障がい福祉サービス 地域生活支援事業(移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス、地域活動支援センター事業) 補装具、日常生活用具給付 ・施設に入所時の食費・居住費等は負担の必要があります。</p>	・利用者負担額減額・免除等申請書	障がい福祉課 【障がい福祉サービス 地域生活支援事業(移動支援事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス、地域活動支援センター事業)】 (632-2339, 2869) 【補装具、日常生活用具給付】 (632-2363)
障がい児通所支援の利用者負担額の免除	<p>【対象】 次の①～⑤のいずれかに該当する人 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた人 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた人 ③主たる生計維持者の行方が不明である人 ④主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人</p> <p>【内容】 ・障がい児通所支援の利用者負担額の支払の免除 (令和2年3月末まで)</p>	・利用者負担額減額・免除等申請書	子ども発達センター (647-4721)
水道料金及び下水道使用料の減免	<p>【対象】 水道及び下水道の利用者のうち、床上・床下浸水した家屋の清掃等に水道水を使用した利用者 ※井戸水のみ利用者は定量計算のため対象外</p> <p>【内容】 豪雨被害及び清掃等の期間を含む1期分について、通常使用水量と比較して増加した水量を減免 ※使用水量により減免にならない場合あり</p>	・水道料金等減額申請書	上下水道局サービスセンター (633-3188)

制度の種類	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先
国民年金第1号被保険者に対する保険料免除	<p>【対象】 住宅、家財、その他の財産につき被害金額が、その価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた人</p> <p>【内容】 国民年金保険料を免除</p> <p>【免除期間】 令和元年9月分から令和2年6月分まで (令和2年7月分から令和3年6月分については改めて免除の申請が必要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金保険料免除・納付猶予申請書 ・被災状況届(その他の被害の場合) 	保険年金課 【国民年金】 (632-2327)
市奨学金・入学一時金の返還猶予	<p>【対象】 市奨学金及び入学一時金を返還している人で、災害に見舞われ返還が困難な人</p> <p>【内容】 被災の状況等に応じて返還を猶予</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・猶予願 ・り災証明書(市内での被災の方は不要) 	教育企画課 (632-2705)
マイナンバーカード等の再交付手数料の減免	<p>【対象】 令和元年台風19号の被災により、マイナンバーカードまたは通知カードを紛失等された宇都宮市に住民登録がある人で、り災台帳への登録が済んでいる人(同一世帯員等を含む。)</p> <p>【内容】 ・マイナンバーカードの再交付手数料の減免 ・マイナンバー通知カードの再交付手数料の減免</p>	<p>【マイナンバーカードの再交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の①～③を窓口を持参 ①本人確認書類2点(原本) 運転免許証や旅券、健康保険証など ②顔写真(縦4.5cm、横3.5cm、最近6か月以内に撮影した正面・無帽・無背景のもの) ※顔写真については、市役所市民課で撮影することも可能 ③り災証明書(宇都宮市以外で被災された場合) ④個人番号カード交付申請書 ⑤個人番号カード紛失・廃止届 ⑥個人番号カード暗証番号設定依頼書 ⑦個人番号カード・通知カード再交付手数料免除申請書 <p>【通知カードの再交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の①～③を窓口を持参 ①本人確認書類2点(原本) 運転免許証や旅券、健康保険証など ※代理人が手続きされる場合は、本人と代理人の本人確認書類が2点ずつ必要 ②委任状(代理人が手続きされる場合) ③り災証明書(宇都宮市以外で被災された場合) ④通知カード再交付申請書 ⑤個人番号カード・通知カード再交付手数料免除申請書 	<p>【再交付申請の受付】</p> 市民課 (632-5266) 各地区市民センター 各出張所
産後ケア事業の自己負担の免除	<p>【対象】 次の①～⑤のいずれかに該当する人</p> <ol style="list-style-type: none"> ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた人 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた人 ③主たる生計維持者の行方が不明である人 ④主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人 <p>【内容】 産後ケア事業における基準上限額(宿泊型30,000円、通所型10,000円、訪問型7,500円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者負担額減額・免除等申請書 	子ども家庭課 (632-2288)

制度の種類	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先
	のうち2割の自己負担を免除（ただし、基準上限額を超えた分については全額自己負担）（令和2年1月末申請まで）		
小児慢性特定疾病児童日常生活用具の自己負担の免除	<p>【対象】 次の①～⑤のいずれかに該当する人 ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた人 ②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた人 ③主たる生計維持者の行方が不明である人 ④主たる生計維持者が業務を廃止又は休止された人 ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人</p> <p>【内容】 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付における世帯の所得税等に応じて決定する自己負担の免除（ただし、基準額を超えた分については全額自己負担）（令和2年1月末申請まで）</p>	・利用者負担額減額・免除等申請書	子ども家庭課 (632-2296)

4 農業・商業関係

制度の種類	対象・制度内容等	必要な書類等	問い合わせ先
緊急災害対策特別資金	<p>【対象】 市内に事業所を有する中小企業者で、融資申込み日の1年前の日から、当該申込みの日までに、地震、豪雨その他の異常な自然現象により生じる災害により直接被害を受け、宇都宮市の罹災証明書等を交付された方</p> <p>【内容】 自然災害により直接被害を受けた市内中小企業者の、事業再建に必要な運転資金・設備資金を融資するもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申込書 ・市税完納証明書 ・最近期の決算書の写し ・その他の被害を証明する書類、写真 ・見積書、カタログ又は平面図の写し 	商工振興課 (632-2433, 2434)
農業災害補助金	<p>【対象】 農作物等及び農用施設等の被害により減収量が平年収穫の30/100以上または、損失額が被害時価格の30/100以上損害を受けた農業者</p> <p>【内容】 病虫害防除用農薬購入費、樹草勢回復用肥料購入費、被害農作物取り片づけ作業費等の補助や経営資金融資への利子補給 ※ 原則として県農漁業災害対策特別措置条例適用の場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 	農業企画課 (632-2472)
セーフティネット保証4号認定に係る地域指定	<p>【対象】 以下の要件のいずれも満たすことについて、市長の認定を受けた中小企業・小規模事業者。 ① 宇都宮市において、1年以上継続して事業を行っていること。 ② 令和元年10月12日からの令和元年台風19号に伴う災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1カ月の売上高等が前年同月に比して20パーセント以上減少しており、かつ、その後2カ月を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20パーセント以上減少することが見込まれること。</p> <p>【内容】 突発的な自然災害等により、相当数の中小企業・小規模事業者の事業活動に著しい支障が生じている地域を指定し、当該地域において、売上高等が減少している中小企業・小規模事業者が、一般保証とは別枠（無担保8千万円、最大2億8千万円）の保証（借入額の100パーセントを保証）が利用可能となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書 ・委任状 	商工振興課 (632-2433)